

御殿場市立南学校給食センター  
調理等業務包括委託

募集要項

令和7年2月

御殿場市



## 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 用語の定義 .....                   | 1  |
| 第1 本書の位置付け .....              | 3  |
| 第2 対象事業の概要 .....              | 3  |
| 1 事業名 .....                   | 3  |
| 2 公共施設等の管理者の名称 .....          | 3  |
| 3 事業実施場所及び施設概要 .....          | 3  |
| 4 事業内容 .....                  | 3  |
| 第3 民間事業者の募集・選定に関する事項 .....    | 6  |
| 1 募集及び選定スケジュール .....          | 6  |
| 2 募集及び選定の手続き .....            | 6  |
| 第4 参加者に関する条件 .....            | 9  |
| 1 参加者の備えるべき参加資格要件 .....       | 9  |
| 2 参加にあたっての留意事項 .....          | 11 |
| 第5 提案に関する条件 .....             | 13 |
| 1 施設の維持管理、運営等の提案等に関する条件 ..... | 13 |
| 2 提案価格に関する条件 .....            | 13 |
| 第6 契約に関する事項 .....             | 15 |
| 1 契約の締結 .....                 | 15 |
| 2 履行保証人と契約保証金 .....           | 15 |
| 第7 募集要項等に関する問い合わせ .....       | 15 |
| 別紙1 リスク分担表 .....              | 16 |
| 別紙2 供給食数の予測 .....             | 18 |

## 用語の定義

|         |  |
|---------|--|
| 市       | 御殿場市をいう。   |
| 本事業     | 御殿場市立南学校給食センター調理等業務包括委託をいう。  |
| 本施設     | 現施設(御殿場市立南学校給食センター)を指す。  |
| 現事業     | 平成 22 年9月に本施設の稼働を開始し、令和8年3月 31 日に事業期間を満了するPFI事業(BTO方式)をいう。               |
| 民間事業者   | 本事業に興味がある民間企業全体を指す。  |
| 参加表明者   | 本プロポーザルに参加しようとする者で、指定する期日までに、参加表明書及び必要書類を提出したものを指す。※御殿場市プロポーザル実施要綱第7条    |
| 提案資格者   | 本プロポーザルの参加資格を有する者であるかを確認され、市長が参加資格を認めた参加表明者をいう。※御殿場市プロポーザル実施要綱第 8 条第 2 項 |
| 受注候補者   | 審査の結果により、得点の合計が最も高い提案(第1位)を行ったものをいう。※御殿場市プロポーザル実施要綱第 12 条第1項             |
| 選定者     | 市長が、受注候補者として選定した者をいう。※御殿場市プロポーザル実施要綱第 12 条第 2 項                          |
| 受注者     | 選定者と本業務の仕様について協議を行い、その内容を決定し、本契約を締結したものをいう。                              |
| 募集要項等   | 公募の際に、市が公表する書類一式(御殿場市プロポーザル実施要綱、募集要項、要求水準書、審査基準、業務委託契約書及び様式集)をいう。        |
| コンソーシアム | 本事業を実施するために設立するコンソーシアムをいう。   |
| 構成員     | コンソーシアムの構成企業で、本事業の全部もしくは一部を請負う者をいう。他のコンソーシアムの構成員及び協力企業となることはできない。        |
| 代表企業    | 構成員のうち、構成員を代表し契約等を行う者をいう。  |
| 協力企業    | コンソーシアムの構成企業に協力する企業で、本事業の一部を請負う者をいう。また、他のコンソーシアムの協力企業となることが可能である。        |
| 運営企業    | 本事業の調理業務等の運営を行う構成員をいう。   |
| 維持管理企業  | 本事業の維持管理を行う構成員もしくは協力企業をいう。   |
| 調理設備企業  | 本事業の調理設備定期点検・保守業務を行う構成員もしくは協力企業をいう。                                      |
| 配送企業    | 本事業の給食配送・回収業務を行う構成員もしくは協力企業をいう。  |
| 運転・監視   | 設備機器等を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。  |
| 点検      | 施設の機能及び劣化の状態を調べること。調べた結果、異常や劣化がある場合は、必要に応じた応急措置を判断することを含む。               |
| 保守      | 施設が必要とする性能又は機能を維持する目的で行う。消耗部品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。        |



## 第1 本書の位置付け

本募集要項は、御殿場市立南学校給食センター調理等業務包括委託の実施に当たり、応募に必要な事項や条件、受注候補者を選定するための手順等を示すものである。

## 第2 対象事業の概要

### 1 事業名

御殿場市立南学校給食センター調理等業務包括委託

### 2 公共施設等の管理者の名称

御殿場市長 勝又正美

### 3 事業実施場所及び施設概要

| 項目           | 内容   |
|--------------|--|
| 住所           | 静岡県 御殿場市 竈 534-1   |
| 敷地面積         | 施設整備対象敷地面積:7,388.08 m <sup>2</sup><br>維持管理業務の対象となる杉並木の敷地面積:964 m <sup>2</sup><br>維持管理業務対象を含む全体敷地面積:8,352.08 m <sup>2</sup>   |
| 施設規模         | 延床面積:合計 2431.48 m <sup>2</sup><br>建築面積:合計 2003.32 m <sup>2</sup>   |
| 主要施設         | 施設本体(給食エリア、事務エリア、その他)<br>付帯施設(出入口、門扉、駐車場、防火水槽、ゴミ置き場、その他)   |
| 調理方式、食数及び校数等 | オール電化ドライシステム方式<br>1献立制(概ね3~4品/日調理)、他<br>日常的なアレルギー対応食調理なし(※年3回特定原材料8品目を使わない献立提供)ただし、アレルギー対応を検討中であり、期間中に変更の可能性あり。その際は別途協議して金額を決める。<br>調理食数約 4,200 食/日 最大能力 5,000 食/日<br>小学校5校・中学校3校<br>年間約 193 日 |

## 4 事業内容

### (1) 事業目的

本施設は、PFI事業(BTO方式)として平成 22 年9月に供用開始し、令和8年3月 31 日で事業期間が満了することとなる。本事業は、本施設における令和8年4月以降の次期事業の実施にあたり、民間事業者のノウハウ等を活用しながら施設機能や運営等について、より効率的かつ安定的に質の高いサービス(安全・安心な学校給食)を提供することを目的とする。

### (2) 事業方式

包括的民間委託

### (3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 準備期間：契約日翌日から令和8年3月31日

イ 維持管理・運営期間：令和8年4月から令和13年3月末日（5年間）

なお、令和13年4月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて本事業の受注者の意見を聴きながら、市が事業期間内に決定する。

### (4) 業務範囲

受注者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 準備業務

イ 維持管理業務

- ・建築物定期点検・保守業務
- ・建築設備定期点検・保守業務
- ・植栽及び外構定期点検・保守業務
- ・定期清掃業務
- ・警備業務
- ・修繕計画立案業務

ウ 調理設備定期点検・保守業務

エ 調理等業務

- ・食材等の検収業務
- ・調理・配缶業務
- ・食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒業務

オ 給食配送・回収業務

カ その他の業務

- ・見学・試食会等の受入支援
- ・食育関連事業の資料作成支援

キ 事業終了時の引継ぎ業務

(参考)運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・献立等作成
- ・食材調達
- ・残菜、厨芥等の集積後の処理
- ・学校配膳業務
- ・運営備品調達・更新業務
- ・衛生管理業務や調理等についての指導・助言
- ・見学者の案内及び説明業務(市の業務に関する部分)
- ・建築物・建築設備等の修繕・更新

- ・光熱水費等(詳細は業務分担区分及び経費負担区分に明記する。)
- ※米飯、パン、麺、牛乳については、本事業の給食の運営事業に含まない。

### 第3 民間事業者の募集・選定に関する事項

#### 1 募集及び選定スケジュール

本事業では、民間事業者の高度な能力やノウハウに基づく効果的な事業実施が求められることから、民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

民間事業者募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。ただし、市の休日を定める条例(平成2年10月25日条例第36号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)には、受付を行わない。

|                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| 令和7年2月26日(水)              | 募集要項等の公表                   |
| 令和7年2月26日(水)<br>～3月18日(火) | 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付       |
| 令和7年2月26日(水)<br>～3月3日(月)  | 募集要項等の参加表明提出に関する質問受付       |
| 令和7年3月7日(金)               | 募集要項等の参加表明提出に関する質問に対する回答公表 |
| 令和7年3月24日(月)              | 参加資格確認結果の通知及び現地見学会案内の通知    |
| 令和7年3月27日(木)              | 現地見学会                      |
| 令和7年3月31日(月)<br>～4月3日(木)  | 募集要項等のその他部分に関する質問受付        |
| 令和7年4月中旬                  | 募集要項等のその他部分に関する質問に対する回答公表  |
| 令和7年5月22日(木)              | 提案書及び見積書の受付期限              |
| 令和7年5月下旬                  | 基礎審査(書類審査)                 |
| 令和7年6月上旬                  | 基礎審査不採用通知又は総合審査案内通知        |
| 令和7年6月下旬                  | プレゼンテーション及びヒアリング審査         |
| 令和7年7月上旬                  | 審査結果の通知・選定者の決定             |
| 令和7年7月下旬                  | 業務委託契約の締結・委託事業開始準備         |
| 令和7年8月上旬                  | 審査結果の公表                    |
| 令和8年4月1日(水)               | 業務開始                       |

#### 2 募集及び選定の手続き

##### (1) 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする者(以下、参加者という。)は、代表企業及び構成員等を記載した参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり提出し、構成員における参加資格の審査を受けることとする。

なお、参加を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な扱いはされない。

- ア 受付期限:令和7年3月18日(火)16時まで
- イ 受付場所:御殿場市教育委員会 学校給食課  
〒412-0039 静岡県御殿場市竈 534-1
- ウ 受付方法:直接持参、もしくは郵送により提出すること。
- エ 提出書類:参加表明書(様式第1号)及び参加資格審査書類を提出すること。詳細は様式集に提示する。

## (2) 募集要項等の参加表明提出に関する質問の受付

募集要項等の参加表明提出に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付日時:令和7年2月26日(水)～3月3日(月)
- イ 受付方法:質問書(様式1-1)に記入の上、Eメールにより提出すること。  
【Eメール】 [kyushoku@city.gotemba.lg.jp](mailto:kyushoku@city.gotemba.lg.jp)
- ウ 件名には、「【御殿場学校給食:企業名】 募集要項等の参加表明提出に関する質問」とすること。

## (3) 募集要項等の参加表明提出に関する質問に対する回答

募集要項等の参加表明提出に関する質問に対する回答書を、以下の日程でEメールにて回答し、後日、御殿場市公式ホームページにて公表する。

回答日時:令和7年3月7日(金)

## (4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を令和7年3月24日(月)までに代表企業に通知する。

## (5) 現地見学会

現地見学会を、次のとおり開催する。ただし、御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書の参加資格が「有」の者に限る。なお、現地見学会の参加対象となる業者は、令和7年3月24日(月)に参加事業者宛に郵便及びEメールにて送付する。

①日時 令和7年3月27日(木) 午後1時30分～3時(受付開始は午後1時から)

②場所 南学校給食センター

③留意事項

ア 参加希望者は令和7年3月25日(火)午後4時30分までに、Eメール(※)により申し込むこと。

※件名は「現地見学会 参加申込書【事業者名】」とすること。

※本文に【参加者の所属・役職・氏名・連絡先(電話・FAX・メール)】を記載すること。

※Eメールアドレス:[kyushoku@city.gotemba.lg.jp](mailto:kyushoku@city.gotemba.lg.jp)

イ 参加人数は、1参加者につき5名までとする。

ウ 実施要領等、資料の配布はしないので、各自持参すること。

- エ 調理室内に入場する方は、清潔な白衣、帽子、上履き(2足、汚染用・非汚染用)を持参すること。
- オ 見学当日に発熱(37.5℃以上)又は嘔吐・下痢等の体調不良の方は、調理室等への入場を認めない。また、同居する家族にも同様の症状がみられる場合は、入場することができない。
- カ 見学の際は、設備機器などには手を触れないこと。
- キ 見学に当たっては、市職員の指示に従うこと。
- ク 現地見学会では、実施要領等に関する質問は一切受け付けない。
- ケ 御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書(3/24 発送予定)の送付に合わせ、現地見学会案内通知を送付する。  
※春休み中の(調理期間中でない)ため、腸内細菌検査の検査結果を提出する必要はないものとする。

#### **(6) 募集要項等のその他部分に関する質問の受付**

募集要項等のその他部分(参加表明提出に関する事項を除いた部分)に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付日時: 令和7年3月 31 日(月)～4月3日(木)
- イ 受付方法: 質問書(様式1-2)に記入の上、Eメールにより提出すること。  
【Eメール】 kyushoku@city.gotemba.lg.jp
- ウ 件名には、「【御殿場学校給食:企業名】 募集要項等に関する質問」とすること。

#### **(7) 募集要項等のその他部分に関する質問に対する回答**

募集要項等の内容等に関する質問に対する回答書を、以下の日程でEメールにて回答し、後日、御殿場市公式ホームページにて公表する。

回答日時: 令和7年4月中旬

#### **(8) 提案書の受付**

本事業に関する応募書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期限: 令和7年5月7日(水)～5月 22 日(木) 16 時まで
- イ 受付場所: 御殿場市教育委員会 学校給食課  
〒412-0039 静岡県御殿場市竈 534-1
- ウ 受付方法: 直接持参、もしくは郵送により提出すること。
- エ 提出書類: 提案書(要綱: 様式第4号を表紙にした様式8から様式 25)を各正1部、副9部(様式8から様式 11 は 1 部)を提出すること。詳細は様式集に提示する。
  - a) 原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じ、フォントサイズ 11pt(図表は除く)、片面印刷で作成し、ページ番号を付けるとともに、フラットファイルに編冊すること。

b)各様式枚数制限の範囲内にて評価項目について記載すること。

#### (9) 提案に関する民間事業者ヒアリング

提案内容の確認のため、参加者に対するヒアリングを令和7年6月下旬に実施する。ヒアリングはプレゼンテーション、質疑応答を想定している。

ヒアリングの日時や場所、留意事項等の詳細については、提案書提出者に後日、通知する。

#### (10) 辞退の受付

参加表明書等提出後に応募を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出すること。

ア 受付場所:御殿場市教育委員会 学校給食課

〒412-0039 静岡県御殿場市竈 534-1

イ 受付方法:直接持参、もしくは郵送により提出すること。

提出書類:辞退届(様式7)を提出すること。

#### (11) 受注候補者の決定・公表

提出された提案書類について、「審査基準」に従って総合的な評価を行い、御殿場市立南学校給食センター調理等包括委託事業 御殿場市プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て受注候補者を決定する。

審査結果及び受注候補者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに、業務委託契約の締結後、御殿場市公式ホームページにて公表する。

### 第4 参加者に関する条件

#### 1 参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 参加者は、維持管理企業、運営企業、調理設備企業及び配送企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、構成員の中から代表企業を定めるものとする。維持管理企業、運営企業、調理設備企業及び配送企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

イ 本事業は、地元企業のノウハウ蓄積や今後の PPP 普及の意味から、市内に本社等を有する者の積極的な参加を期待する。受注候補者の審査にあたっては、地域社会及び経済への貢献の度合いを考慮する。

ウ 参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

エ 参加する運営企業は、他の参加者の構成員になることはできない。ただし、維持管理企業、調理設備企業及び配送企業は、複数のグループの協力企業となることが可能であるが、複数のグループの構成員となることはできない。

オ 選定者に対し、SPCの設立を求めない。

## (2) 参加者の参加資格要件

参加者の構成員及び協力企業(以下、「構成員等」という。)は、次の参加資格要件を満たす者とする。

ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

(ア)学校給食施設又は特定給食施設における調理業務の実績(1日 4,000 食以上、3年以上)、及びその運営能力を有していること。

(イ)HACCP 対応に対する相当の知識を有していること。

(ウ)アレルギー除去食の調理提供を含む学校給食センター調理業務委託を受注した経験があること。

エ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。

(ア)ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設への調理設備の調達・納入及び保守・修繕の実務実績を有していること。

オ 配送企業は、次の条件を満たしていること。

(ア)学校給食施設の配送(運搬・回収)の実務実績を有していること。

カ 維持管理企業は、次の条件を満たしていること。

(ア)学校給食施設の維持管理実績(1日 4,000 食以上、3年以上)

## (3) 構成員等の制限

次に該当する者は、参加者の構成員等となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者。

イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

エ 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成4年御殿場市告示第 78 号)の規定による入札参加資格停止の期間中である者。

オ 御殿場市暴力団排除条例(平成 24 年御殿場市条例第 24 号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等である者。

カ 本事業に係る審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関係がある者。

キ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した以下の者と資本面又は人事面において関連のある者。

・日本工営都市空間株式会社

## 2 参加にあたっての留意事項

### (1) 募集要項等の承諾

参加者は、提案書の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 費用負担

応募に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

### (3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (4) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。なお、著作権と特許権に対する考え方は次のとおりとする。

#### ア 著作権

参加者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

#### イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている維持管理方法等の使用により生じる責任は、原則として参加者が負うこととする。

### (5) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### (6) 参加無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加資格要件のない者が行った応募

イ 記名押印を欠く応募

ウ 金額を訂正した応募

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である応募

**(7) その他**

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

## 第5 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。

### 1 施設の維持管理、運営等の提案等に関する条件

本事業の範囲である施設の維持管理業務、調理等業務、調理設備保守管理業務、配送業務、その他の業務(以下、「維持管理及び運営等」という。)については、別添要求水準書に従い、提案書を作成すること。

### 2 提案価格に関する条件

#### (1) 委託料について

委託料の月額、年額を12回に分けた金額とし、受注者は毎月の業務完了後、市に請求書を提出する。市は請求書を受領してから30日以内に受注者に当該月分の委託料を支払うものとする。なお、準備業務にかかる委託料は令和8年度の年額に、事業終了時の引継ぎ業務にかかる委託料は令和12年度の年額に含めることとして、支払うものとする。

また、受注者は毎年度、3月末に当該年度の業務完了届を市へ提出するものとする。

#### (2) 対象及び食数

対象配食校及び食数は、下記一覧のとおりであるが、詳細は、要求水準書により事業者へ提示する。

(令和6年5月1日現在)

| 学校名     | 所在地         | 食数     | 学級数 | コンテナ数 |
|---------|-------------|--------|-----|-------|
| 御殿場南小学校 | 御殿場市川島田580  | 740食   | 27  | 5     |
| 富士岡小学校  | 御殿場市中山161   | 564食   | 20  | 4     |
| 神山小学校   | 御殿場市神山478-2 | 210食   | 9   | 2     |
| 朝日小学校   | 御殿場市川島田84-1 | 389食   | 14  | 3     |
| 東小学校    | 御殿場市西田中310  | 335食   | 17  | 3     |
| 御殿場中学校  | 御殿場市萩原364   | 729食   | 22  | 4     |
| 富士岡中学校  | 御殿場市中山825-1 | 496食   | 15  | 3     |
| 南中学校    | 御殿場市萩原1327  | 414食   | 15  | 3     |
| 合計      |             | 3,877食 | 139 | 27    |

※食数には職員数分を含む。

※学級数には職員室分を含む。

**(3) 献立及び給食実施日数等に関する提示**

市は、献立及び調理食数並びに食器・食缶等の種別・使用数等に関して、要求水準書により事業者へ提示する。

**(4) 提案上限額**

見積価格は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、かつ、提案上限額を超えない金額とすること。本事業の提案上限額は、金 1,200,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)とする。

## 第6 契約に関する事項

### 1 契約の締結

市は、選定者と随意契約の交渉を行い、契約を締結する。

なお、選定者が契約を締結しない場合は、当該選定者に代えて公募型プロポーザル方式の総合評価の得点の合計が次に高い者から順に交渉を行い、合意に達した場合、選定者とし、契約を締結する。

なお、二次審査の提案資格者が1社の場合でも、審査委員会の評価点数が 50 点以上の場合は、受注候補者とする。

### 2 履行保証人と契約保証金

履行保証人の詳細は要求水準書に示す。契約保証金は、御殿場市財務規則(平成7年3月31日規則第20号)第51条契約保証金第1項第3号該当するため免除する。

## 第7 募集要項等に関する問い合わせ

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

|    |            |   |
|----|------------|---|
| 1. | 担当部署       | 御殿場市教育委員会 学校給食課   |
| 2. | 住所         | 〒412-0039 静岡県御殿場市竈 534-1  |
| 3. | 電話         | 0550-78-6689  |
| 4. | FAX        | 0550-82-8620  |
| 5. | E アドレス     | kyushoku@city.gotemba.lg.jp   |
| 6. | ホームページアドレス | <a href="https://www.city.gotemba.lg.jp">https://www.city.gotemba.lg.jp</a> |

## 別紙1 リスク分担表

| リスクの種類     | リスクの内容  | 負担者※1 |     |
|------------|---|-------|-----|
|            |   | 市     | 受注者 |
| 共通事項       |   |       |     |
| 応募         | 募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの等                             | ○     |     |
| 応募費用       | 応募費用に関するもの  |       | ○   |
| 契約         | 契約締結が遅延する等  | ○     | ○   |
| 政策変更       | 市の政策方針や事業計画の変更によるもの                               | ○     |     |
| 法制度        | 事業に特別に影響を及ぼす法令等の新設、変更に関するもの(税制度を除く)               | ○     |     |
|            | 上記以外で、次期事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く) |       | ○   |
| 税制度        | 受注者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの                        |       | ○   |
|            | 上記以外の税制度の新設・変更に関するもの(本表に別段の定めがあるものは除く。)           | ○     |     |
| 許認可遅延      | 市が実施する許認可取得の遅延に関するもの                              | ○     |     |
|            | 上記以外による許認可の取得遅延(本表に別段の定めがあるものは除く。)                |       | ○   |
| 住民対応       | 次期事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合                      | ○     |     |
|            | 上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合                         |       | ○   |
| 第三者賠償      | 市の事由による事故によるもの                                    | ○     |     |
|            | 上記以外の事由による事故によるもの(本表に別段の定めがあるものは除く。)              |       | ○   |
| 不可抗力       | 戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの      | ○     |     |
| 環境         | 受注者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの          |       | ○   |
| 物価         | 運営期間中の物価変動  | △※2   | △※2 |
| 債務不履行      | 市の都合により、事業が継続されない場合                               | ○     |     |
|            | 改善勧告に関わらず、サービスレベルの回復の見込みがない場合                     |       | ○   |
| 事業中止・延期・遅延 | 市の事由による事業の中止・延期・遅延                                | ○     |     |
|            | 上記以外の事業の中止・延期・遅延(本表に別段の定めがあるものは除く。)               |       | ○   |
| 性能         | 要求水準未達によるもの                                       |       | ○   |
| 運営時        |   |       |     |
| 遅延         | 市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの                         | ○     |     |
|            | 上記以外の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの(本表に別段の定めがあるものは除く。)   |       | ○   |

| リスクの種類     | リスクの内容   | 負担者※1 |     |
|------------|--|-------|-----|
|            |  | 市     | 受注者 |
| 施設の瑕疵      | 施設の瑕疵  | ○     |     |
| 業務内容変更     | 市の事由による業務内容変更  | ○     |     |
|            | 上記以外の事由による業務内容変更によるもの(本表に別段の定めがあるものは除く。)                     |       | ○   |
| 施設損傷       | 市の事由による施設の損傷   | ○     |     |
|            | 上記以外の事由による施設の損傷(本表に別段の定めがあるものは除く。)                           |       | ○   |
| 需要         | 市の事由による需要の変動   | ○     |     |
|            | 児童生徒数の変動による需要の変動   | △※3   | ○   |
|            | 食べ残し等による残滓の変動  | △※3   | ○   |
| 調理事故・異物混入等 | 検収時における調達食材の異常   | ○     |     |
|            | 検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常                                    | ○     |     |
|            | 検収業務の履行ミスに起因する調達食材の異常  |       | ○   |
|            | 検収後の保存方法に起因する調達食材の異常   |       | ○   |
|            | 調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常                              |       | ○   |
|            | 調理、配送業務における異物混入等   |       | ○   |
|            | 配送後の異物混入等  | ○     |     |
| アレルギー対応リスク | アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による。) | ○     |     |
|            | 調理段階における禁忌物質の混入による発症   |       | ○   |
|            | 収集した情報の伝達不完全(送付遅れ・紛失等)による発症、アレルギー児童生徒の個人情報の流出                | △※4   | △※4 |
| 給食の提供不備    | 調理・配送その他の事由により給食の提供ができなかった場合                                 | △※4   | △※4 |
| 疫病等による給食停止 | 疫病等により市内全校を対象とする給食提供停止の事態が発生した場合                             | △※2   | △※2 |

※1 「○」は主分担とし、「△」は従分担とする。

※2 市と選定者で協議を行うこととする。

※3 委託料の構成を固定料金及び変動料金とし、一定の食数以上となることを前提に提案を求める。

※4 帰責事由に応じた負担とする。

## 別紙2 提供給食数の予測

### 《見積額算定に用いる1日当たりの提供食数》

| 年度     | 提供食数     |
|--------|----------|
| 令和8年度  | 3,717 食  |
| 令和9年度  | 3,638 食  |
| 令和10年度 | 3,571 食  |
| 令和11年度 | 3,466 食  |
| 令和12年度 | 3,393 食  |
| 合計     | 17,785 食 |

※{児童生徒数+教職員数}×食/日として算定

|   |                         | 推計値   |       |       |       |       |
|---|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|   |                         | R8    | R9    | R10   | R11   | R12   |
| 南 | 小学校児童                   | 1,934 | 1,882 | 1,823 | 1,772 | 1,722 |
|   | 中学校生徒                   | 1,440 | 1,413 | 1,405 | 1,351 | 1,329 |
|   | 教職員                     | 272   | 272   | 272   | 272   | 272   |
|   | 配膳員・予備                  | 36    | 36    | 36    | 36    | 36    |
|   | センター関係者<br>(職員、栄養士、保存食) | 35    | 35    | 35    | 35    | 35    |
|   | 合計                      | 3,717 | 3,638 | 3,571 | 3,466 | 3,393 |